

改定 2022年4月9日

日本物理教育学会ホームページ委員会規則

第1条 日本物理教育学会公式ホームページを作成・管理・運営するためホームページ委員会を置く。

第2条 ホームページ委員会は日本物理教育学会公式ホームページに記載される内容を作成し、その内容ならびに運用に責任を持つ。

第3条 日本物理教育学会公式ホームページは別に定める基本理念に基づき、運営指針に従って構成され管理されるものとする。

第4条 ホームページ委員会は下記により構成する

- i) 電子システム担当理事1名
- ii) 庶務担当理事1名
- iii) 編集担当理事1名
- iv) その他必要と認められる者(若干名)

第5条 委員の任期は2年間とする。ただし重任を妨げない。

第6条 委員会に委員長を置く。

- 2. 委員長は委員の互選による。

第7条 この規則の改廃は理事会において行う。